

高知県
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年3月
(令和5年3月一部改定)

高知県

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の基本的事項.....	1
第2章 温室効果ガス排出量の現状.....	3
温室効果ガス排出状況.....	3
第3章 温室効果ガス削減目標.....	4
温室効果ガス削減目標.....	4
第4章 目標達成のための取組.....	5
1 エコオフィス活動 (高知県庁エコオフィスルールに基づいた省エネ活動).....	5
2 コツコツニュースやエコグラフの作成 (CO ₂ 排出量や取組状況の見える化と情報共有).....	5
3 エコオフィス活動を補完する取組.....	6
4 ハード面の取組.....	6
第5章 計画の推進、点検・評価.....	9
1 推進体制.....	9
2 職員研修の実施.....	10
3 点検・評価・公表.....	10

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

2015（平成27）年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国々が協調して温室効果ガスの削減に取り組む初めての枠組となる「パリ協定」が採択されました。2018年12月の国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）では、パリ協定の実施方針が採択され、パリ協定は2020年から本格的な運用が開始されることとなりました。パリ協定で掲げる「世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標を達成するため、2019年9月に開催された「国連気候変動サミット」では、77カ国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の表明を行い、我が国は2020年10月に2050年の脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

こうした地球温暖化対策を取り巻く国内外の動向を踏まえ、高知県では、高知県温暖化対策実行計画（区域施策編）の令和2年度の改定において、2050年までの実質排出ゼロを目指すことが示されました。

高知県の事務事業においては、2011（平成23）年3月に「高知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、2016（平成28）年に改定し、県の事務事業に関して温室効果ガスの排出量削減に努めてきました。本計画は、同改定計画の期間の終了にあたり、2021（令和3）年度以降に取組を継続、さらに強化することを目指して、新計画を策定するものです。

2 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

本計画は、「高知県環境マネジメントシステム」による全庁的な取組として、一事業者である県庁が環境負荷の低減や地球温暖化対策を推進するとともに、その他の環境保全に関する職員の取組を推進することを目的とするものであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき策定するものです。

(2) 計画の位置付け

高知県庁の温室効果ガス排出量の削減を組織的かつ効率的に推進するため、「高知県庁環境マネジメントシステム」におけるエコオフィス活動等を通じて、全庁的な取組を図ります。なお、この計画で定める事項のほか、高知県庁環境マネジメントシステムの運営に必要な事項は、別途、要綱等で定めます。

(3) 計画期間

- 計画期間 : 2021 (令和 3) 年度 ~ 2025 (令和 7) 年度 (5 年間)
- 計画の基準年 : 2019 (令和元) 年度

地球温暖化対策の円滑な移行、継続的な推進を目指し、直近年度にあたる 2019 (令和元) 年度を本計画の基準年とします。

(4) 対象範囲

- 実施機関 : 知事部局等、教育委員会及び公営企業局
- 対象施設 : 全県有施設 (指定管理施設を含む。)

(5) 対象ガス

温対法により削減の対象に規定される 7 種類の温室効果ガスに対し、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) の 4 種類の温室効果ガスを調査対象とし、六ふっ化硫黄 (SF₆)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、三ふっ化窒素 (NF₃) は、県の事務事業に関して発生することが想定されないため、対象外とします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

ガス種		主な排出源
算定対象	二酸化炭素 (CO ₂)	▷ 化石燃料の燃焼 ▷ 電気の使用 ▷ 廃プラスチックの焼却 等
	メタン (CH ₄)	▷ 化石燃料の燃焼 ▷ 農業分野 (水田、家畜の消化管内発酵や排泄物処理等) 等
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	▷ 化石燃料の燃焼 ▷ 農業分野 (農用地の土壌、家畜の排泄物処理等) 等
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	▷ 車のエアコン
対象外	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	▷ 電気絶縁ガス 等
	パーフルオロカーボン類 (PFC)	▷ 半導体の製造 等
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	▷ 液晶パネル製造、半導体の製造

(6) 温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン (環境省)」を用いて算定します。

第2章 温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガス排出状況

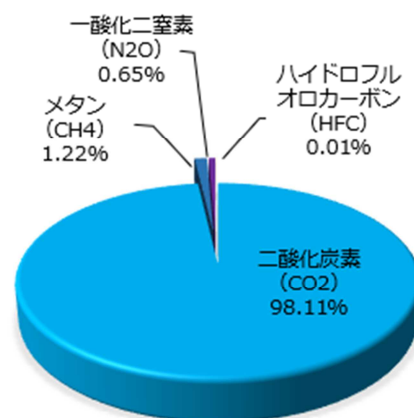
2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量（基準排出量）：34,389 t-CO₂

● ガス種別温室効果ガス排出状況

高知県庁の事務事業より排出されるガス種別温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO₂）が全体の排出の98.1%を占め、次いでメタン（CH₄）が1.2%、一酸化二窒素（N₂O）が0.7%、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）が0.01%を占めています。

図表 2-1 ガス種別排出量及び排出割合

ガス種	排出量	
	(tCO ₂)	(%)
二酸化炭素 (CO ₂)	33,738	98.11%
メタン (CH ₄)	421	1.22%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	225	0.65%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5	0.01%
温室効果ガス全体	34,389	100.00%

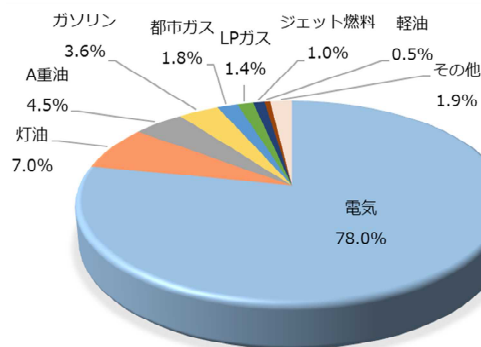


● 排出源別温室効果ガス排出状況

高知県庁の事務事業より排出される排出源別温室効果ガス排出量は、電気の使用に伴う排出量が全体の78.4%を占め、次いで灯油（7.0%）、A重油（4.5%）、ガソリン（3.6%）、その他（1.9%）、都市ガス（1.8%）、LPガス（1.4%）、ジェット燃料（1.0%）、軽油（0.5%）となっています。

排出源	排出量		
	(tCO ₂)	(%)	
電気	26,935	78.0%	
燃料	灯油	2,393	7.0%
	A重油	1,532	4.5%
	ガソリン	1,243	3.6%
	都市ガス	624	1.8%
	LPガス	473	1.4%
	ジェット燃料	351	1.0%
	軽油	158	0.5%
その他	650	1.9%	
温室効果ガス全体	34,389	100%	

図表 2-2 排出源別排出量及び排出割合

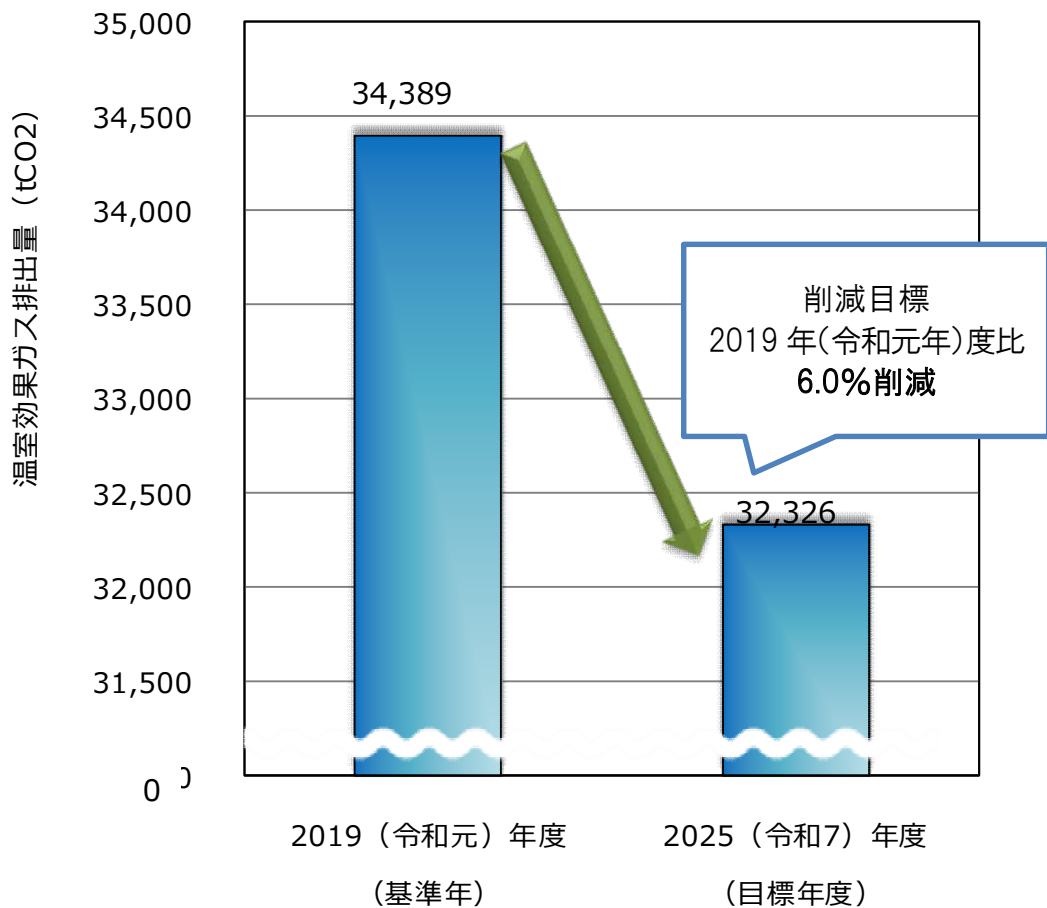


第3章 温室効果ガス削減目標

温室効果ガス削減目標

2019（令和元）年度の基準排出量（34,389 t-CO₂）に対し
目標年度（2025（令和7）年度）の排出量を
6.0% 削減することを目標とします。

図表 3-1 温室効果ガス排出量



※令和4年3月に策定した「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」における高知県内の2030年度温室効果ガス排出量削減目標の引き上げや、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」での政府の設定目標（2013年度比50%削減）を踏まえ、高知県庁として、本計画の削減目標の早期達成を目指すとともに、2013年度比50%削減の実現に向けても取組を進めていきます。

第4章 目標達成のための取組

1 エコオフィス活動(高知県庁エコオフィスルールに基づいた省エネ活動)

- エコオフィス活動の実施

県庁では、次の7つのルールを定め、所属ごとに取り組みます。職場環境や県民サービス等を考慮して以下のルールを守り、省エネ等を推進します。

- ①電気(照明、電気製品)の省エネ (こまめな消灯)
- ②電気(空調機その他)の省エネ (エアコンの空調管理の徹底)
- ③ガソリン等油脂類及びガスの省エネ (エコドライブの推進)
- ④節水の促進
- ⑤紙の使用量削減
- ⑥3Rの促進(ゴミの発生抑制・再使用・再資源化)
- ⑦グリーン購入の促進(グリーン購入基本方針による)

2 コツコツニュースの作成

(CO₂ 排出量や取組状況の見える化と情報共有)

- 「コツコツニュース」の作成

庁舎ごとに、毎月、電気、水道、ガソリン等のエネルギー使用量やCO₂排出量を“見える化”する「コツコツニュース」を作成し、庁舎のCO₂排出状況を把握します。

- 省エネに関する意見、アイデア等の情報共有

庁舎管理責任者や職員からの省エネに関する意見やアイデア等の情報を積極的に共有し、職員が主体的に庁舎全体の省エネ活動につなげていきます。

3 エコオフィス活動を補完する取組

- デマンド監視装置の効果的運用

電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、電力需要の負荷平準化等にも寄与するデマンド監視装置を設置した施設につき、デマンド警報発令時の対処方法について事前に決めるなど、合理的な電力の使用に努めます。

- 自動制御システム設置の検討

各施設の活動形態に応じた電気使用量の削減を図るため、自動制御システムの設置を検討します。自動制御システムは稼働状況を常時監視し、最適なタイミングで確実に自動制御し、快適さを保ちながら電気使用量の削減に寄与します。

- 管理標準の策定

省エネ法に基づき各県有施設のエネルギー使用設備に係る管理標準を定め、エネルギー使用量の削減に努めます。

- 電気供給契約に係る環境配慮契約（※）導入の検討

高圧受電に係る電気供給契約の入札において、CO₂排出係数の裾切り方式の導入を検討し、排出係数の側面から排出量の削減に努めます。

（※）環境配慮契約

環境配慮契約は環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品やサービスなどを積極的に活用できるようにするために策定された仕組みです。

4 ハード面の取組

- 施設の新設又は改修時における配慮

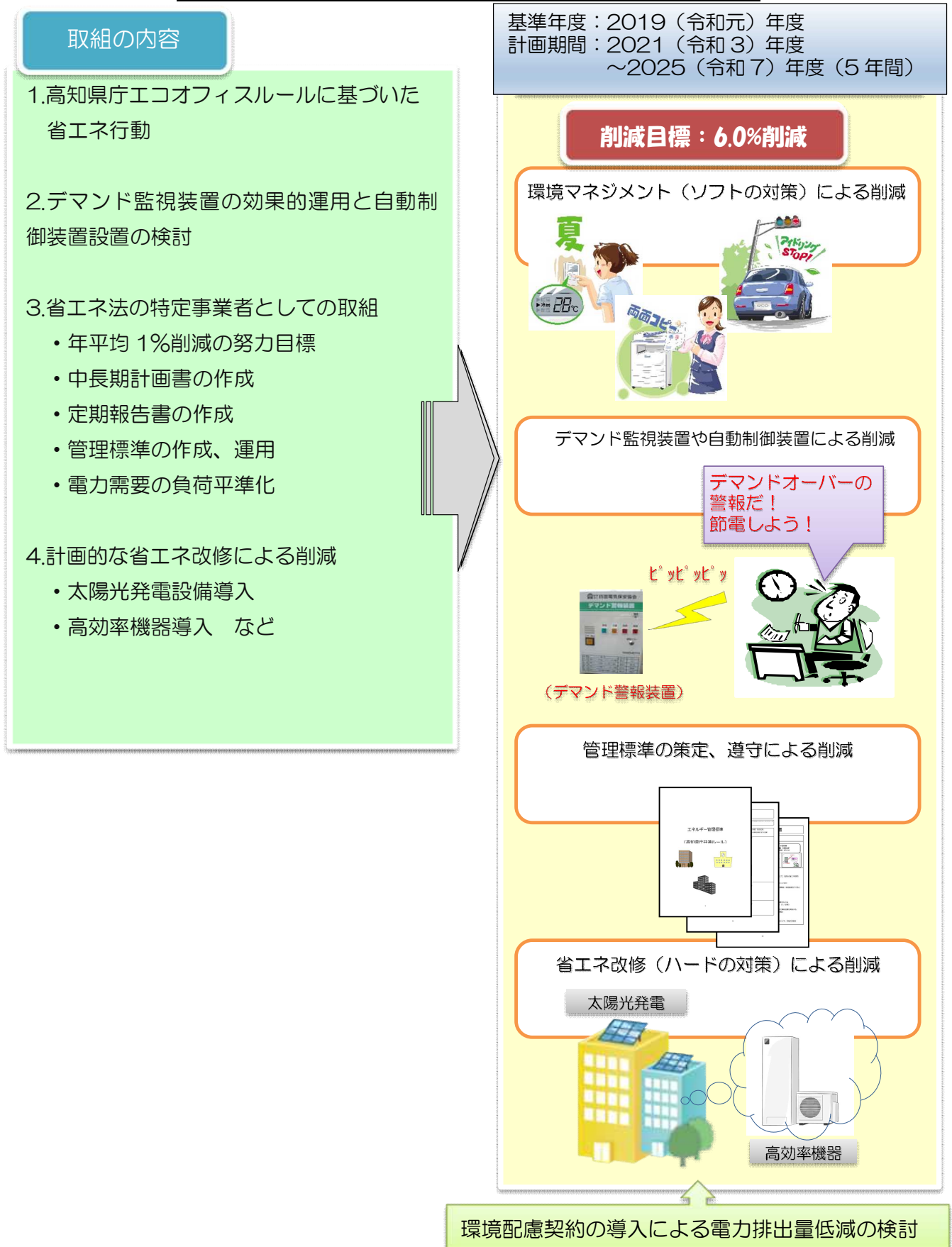
設備・機器の高効率化、建築物の環境性能の向上又は計測・制御システム、再生可能エネルギー設備等の導入や省エネ改修を検討し、推進していきます。

- 計画的な設備改修等

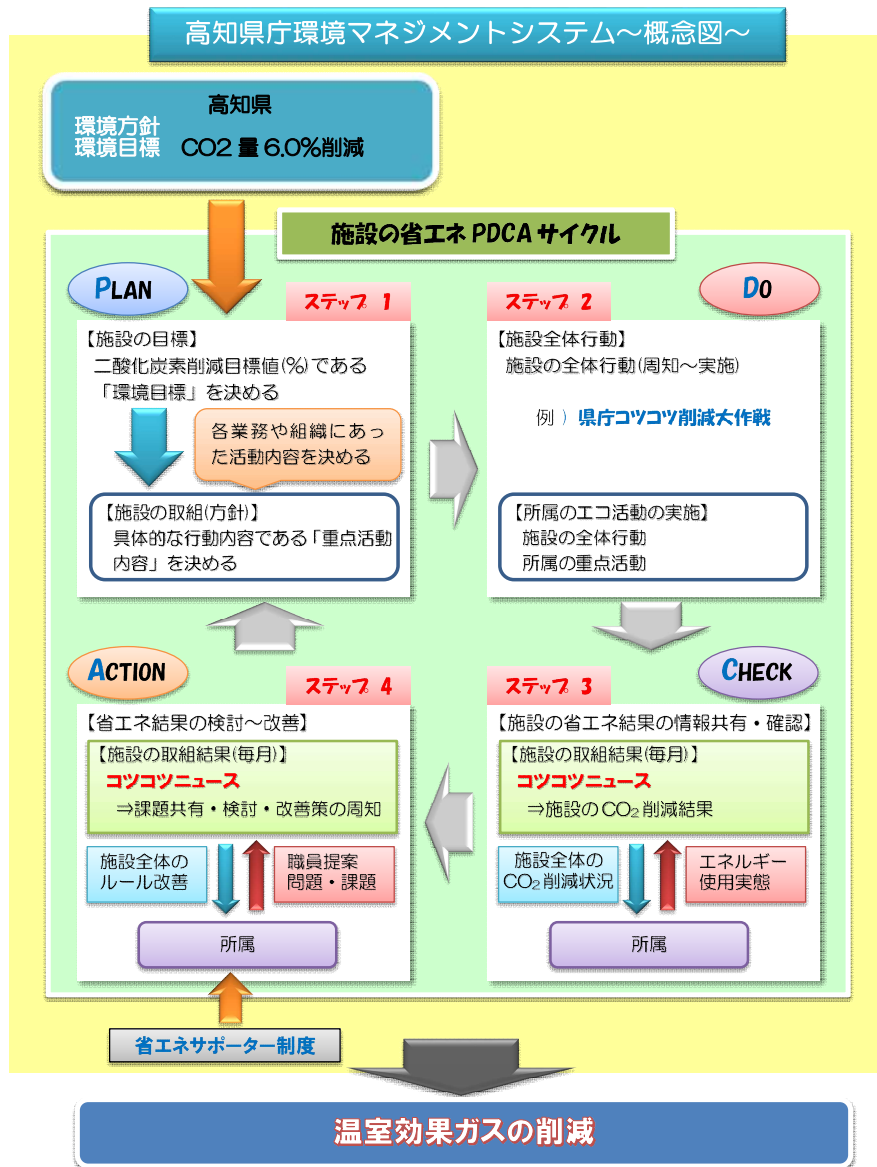
長寿命化計画に基づき計画的な改修に努め、改修の際には環境に配慮した高効率な設備・機器を導入するように努めていきます。

※特に、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」において「県の率先垂範の取組」を掲げ、地方公共団体として高知県庁が先導的役割を担い、事務事業や各施策における脱炭素化に積極的に取り組んでいくことを示していることを踏まえて、「高知県公共施設等総合管理計画」や「高知県地域脱炭素移行・再エネ推進計画」等に基づき、各施設において、太陽光発電設備の設置、建築物を ZEB 基準相当や省エネルギー基準に適合させる改修事業、LED 照明の導入のための改修事業等を進めていきます。

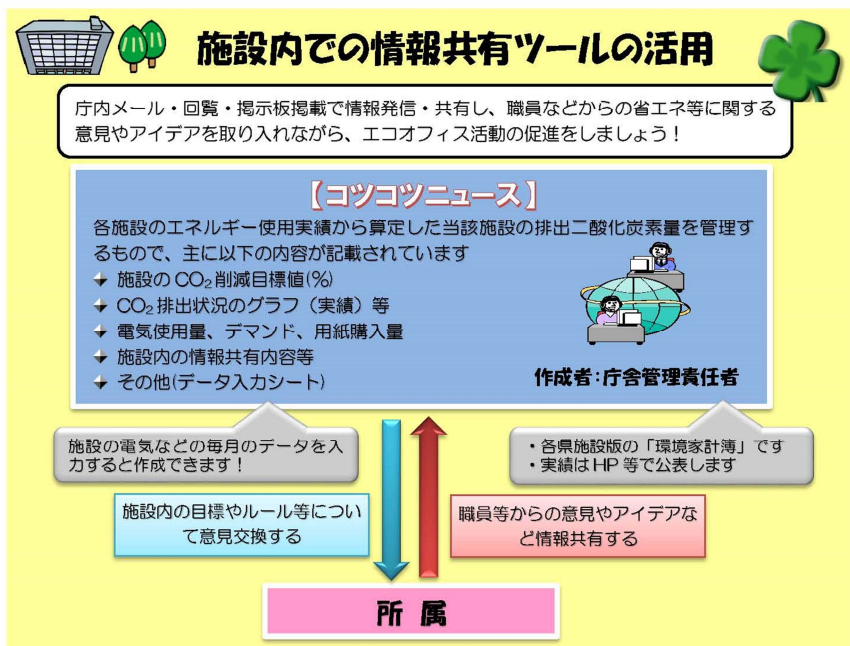
図表 4-1 高知県庁環境マネジメントシステム～取組内容～



図表 4-2 高知県庁環境マネジメントシステム～運用の流れ～



図表 4-3 施設内での情報共有の仕組み



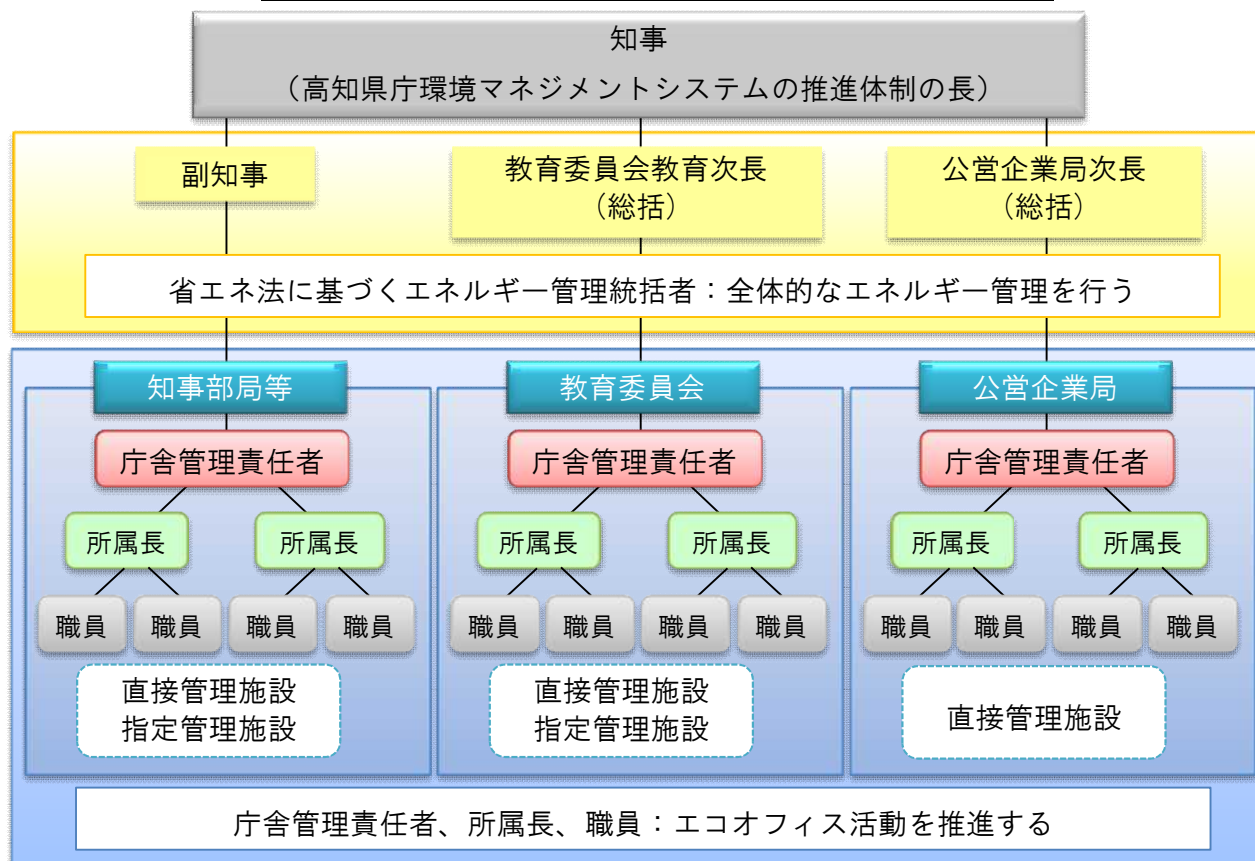
第5章 計画の推進、点検・評価

1 推進体制

この計画は、「高知県庁環境マネジメントシステム」を通じ、全庁で計画の進捗状況等を共有し、全職員の主体的な取組により推進し、また、省エネ法に基づき選任する職等も、以下の示す推進体制に位置付けます。

- 高知県庁環境マネジメントシステム
 知事をトップとする全部局による推進体制
- 省エネ法に基づくエネルギーの管理統括
 副知事、教育委員会教育次長（総括）及び公営企業局次長（総括）を、それぞれエネルギー管理統括者とする推進体制
- エコオフィス活動
 各庁舎において庁舎管理責任者を中心に推進し、所属長は各職場で職員と協力、連携して活動

図表 5-1 高知県庁環境マネジメントシステムの推進体制



2 職員研修の実施

全庁を挙げての温室効果ガス削減対策、省エネルギー対策を推進するにあたり、ソフト・ハードの両面においての取組が必要となるため、高知県庁環境マネジメントシステムに基づき、職員研修を計画的に実施することで全庁職員の意識向上を図ります。

3 点検・評価・公表

実行計画に基づく措置及び施策の実施状況については、毎年、事務局において点検・評価したうえで、高知県ホームページ及び高知県環境白書に掲載し、情報を公表します。

また、温室効果ガス削減対策、省エネルギー対策のための具体的な対策を全庁的に情報共有することはもとより、県の率先した省エネ・省CO₂の取組を積極的に県民や企業に情報発信していきます。